

令和7年度 岐阜県青少年美術展 青年部 応募チェックリスト

1 著作権・商標権について

- 出品作品は、著作権・商標権を有するキャラクターや商標を利用していない。
- 出品作品は、著作権を有する著作物をそのまま写して利用していない。
- 第三者の著作物や商標権を有する商標を利用する場合、利用許諾を得て、承諾書を作品に添付している。

2 肖像権・プライバシーの権利について

- 出品作品は、被写体やモデルの人物の承諾を得ている。（※承諾書の提出の必要はない。）
- 出品作品は、被写体やモデルの人物のプライバシーの権利を侵害していない。

3 応募者一覧表の名前・結果発表について

- 「生徒の名前」「学年」「題名」を正確に明記している。
- 名前の類似漢字に気を付けて確認している。

辻と辻、凜と凜、高と高、瀬と瀬、吉と吉、浅と浅、広と廣、瑠と琉、令と令
羽と羽、来と來、理と里、渡辺・渡邊・渡邊、斉藤・斎藤・齋藤、奈・菜・那

- 入賞・入選者名簿で生徒の名前を確認している。（6月24日正午に県ホームページにて結果発表の予定。メールでも各校に名簿が送付される予定。）

4 絵画部門について

- 展示用フックとひもを付けている。
- 立体部分を有する場合、自他の作品損傷防止のため、作品保護の配慮を行っている。

5 デザイン部門について

- ビニールを画鋸でとめる場合、パネル裏の枠の内側でとめている。

6 書道部門・写真部門について

- 額内やパネル内の作品が剥がれ落ちないように、作品が確実に貼られている。
- （書道部門）額の裏板がはずれないように、金具等で十分に固定している。
（※剥がれ落ちた場合は、応募責任者が岐阜県美術館にて修復をする。）

7 作品票(A)(B)について

- 作品票(A)を、展示する向きの作品裏面の右上に貼付している。
- 作品票(B)を、たて作品の場合は、作品裏面の長辺左側上部に貼付している。よこ作品は、作品裏面の上面、右端に左向きで貼付している。

8 作品・額等について

- 作品や額等に、虫、虫の卵、ほこり等が付着していないか確認している。

※著作権や商標権等の侵害が疑われるような作品については、選外になる可能性があります。
※生徒の作品づくりにおいて、著作権および商標権、肖像権、プライバシーの権利については十分に指導をしてください。また、著作権に関する教材については、文化庁のホームページを参考にしてください。

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/index.html>